

請願第九号

在日朝鮮公民の「国民健康保険」適用に関する請願書

紹介議員

大 野 行
岩 田 信
石 川 義
夫 博 義
印 印 印

平和と社会発展のため御努力なされる貴議会、並びに貴下に心から敬意を表します。

請 願 内 容

周知のように在日朝鮮公民は土建工事の人夫その他移動労働に従事する人が多く固定的な職場をもたないため社会保険の適用を受ける機会が極めて少ない状態に置かれております。

したがって在日朝鮮公民の私達は日本の社会建設に貢献する重労働に従事しながらも外国人である立場から日本の国民健康保険適用から除外されております。

最近の物価高に生活は益々苦しくなりその上医療費の個人負担は尙更の生活の重荷となつております。

在日朝鮮人は過去の歴史的事情に依り長い間日本に住みつき生活根拠をもちながら日本の社会発展に尽して来ました。

このような事情から在日朝鮮人も日本国民と同様の社会保障の適用をうけることは当然の事と思います。

すでに埼玉県、福岡県、青森県をはじめ三多摩においても清瀬市、八王子市を始め八市一町各自治体の条令により国民健康保険の適用を受けております。

依つて私達は日本国民と同じく国民健康保険の適用を受けられるよう貴議会においてご採択下さるようここに請願するものであります。

一九七一年十二月四日

請 願 者

東京都福生市本町三六番地

在日本朝鮮人総聯合会

三多摩西部支部常任委員会

委員長 金 順 培 印

福生市議会議長

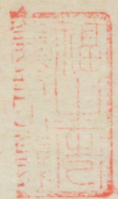
末 次 性 男 殿

請願第十号

交通規制改善に関する請願書

紹介議員

石	小	関
川	林	
繁	才	米
治	治	吉
印	印	印



一、主 旨

イ 熊川、鍋二地区の一方交通路の一部を解除してください。（市道八六号線、萩原建設より五日市線踏切までの区間）

ロ 市道八六号線、熊川七五七番の一号地先き、交差点に信号機を設置してください。

ハ 市道九五号線、熊川六一六番地斎藤博氏宅まえの五差路に信号機を設置してください。

二、理 由

ご承知のように、市道八六号線は福生市と昭島市を結ぶ主要な生活道路でありますが一昨年「交通危険道路」ということから、関係地元民の十分な了解もなしに拝島方面への一方通行路に指定されました。

この措置により拝島方面から福生方面への道路は熊川五四三番地（萩原建設）から、市道九五号線を経由し、都立熊川保育園、市立第二小学校および市立第一中学校の通園、通学校路である市道九二号線を迂回しなければならなくなりました。

二年前、こうした規制に驚いた地元関係市民やPTA等は「この規制は通園、通学路に車を追い込むかえつて危険な規制である。」として、反対の意向を示したのでありますが、警察当局の「実績をみて再検討をする。」という説明があつて、その誠意に期待をかけな

がら今日に至つたものであります。

しかしながら、その後二ケ年余を経過する現在でみると、一応、市道八六号線の交通の危険は多少、減少したとはいえ、市道九二号線の各交差点付近の事故は著しく激増し、地元市民にとっては規制以前に比べて逆に交通事故による不安が増大している状況であります。

従つて、かかる危険な状態をいつまでも放置することは地元市民の生活にとつて耐えられないことでありますし、児童、生徒の通学路としてもきわめて危険である等の理由から、主題のとおり、熊川、鍋二地区の一方交通の一部（萩原建設より五日市線踏切までの区間）を解除するとともに、市道八六号線、熊川七五七番の一号地（吉野自転車店）の交差点と同、市道九五号線熊川六一六番地斎藤博氏宅前の五差路に信号機を設置してくださるよう関係方面に強く要請し、その実現のためご努力くださるよう連署をもつてお願いいたします。

以 上

昭和四十六年十二月一日

請願者代表

福生市熊川五八三番地

小林 毅 印

他 九〇八名

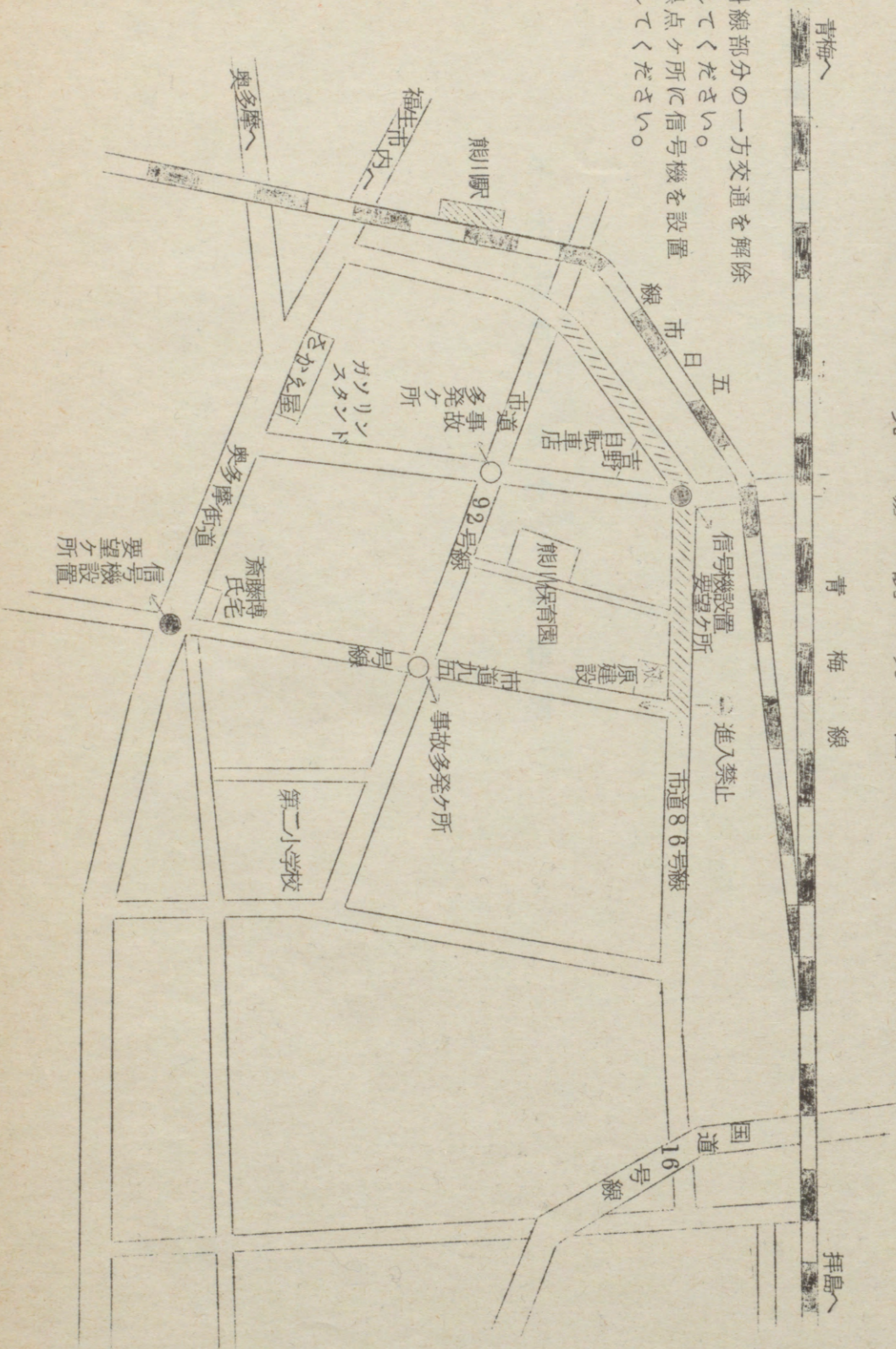
福生市議会

議長 末次 性男 殿

参考資料

現場説明図

斜線部分の一方交通を解除
してください。
黒点ヶ所に信号機を設置
してください。





陳情第五号

年末手当に関する陳情書



陳 情 書

激動に明け激動に終始しつつ暮れんとする七一年度も、早残り少なくなつて参りました。取りわけ身近に感じる問題はドルショックによる種々の幣害であり、特に諸物価の異状値上りは、私達低所得者にとりましては、死活問題にも及ぶ有様でございます。

この様な後ろ向きの生活の状態の中で本年の年末手当要求を左の様に陳情致します。

陳情項目

一 年末手当一人、イの一級の九十日分（一五七六円×九〇）十四万七千八百四十円（国都、自治体合せ）を支給して下さい。

一 年末手当の支給日は十二月二十日にして下さい。

毎日の通勤費として一人五十円を実現して下さい。

就労者離職の際は一人参拾万円を支給して下さい。

昭和四十六年十一月二十五日

福生市熊川八三〇

全日本自由労働組合東京支部福生分会

委員長 西 村 秀 吉 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

陳情第六号

農耕地の宅地並み課税に関する陳情書



健康的かつ近代的な都市建設と市民生活の向上を目的として、日夜ご活躍くださる市理事者並びに市議会議員先生方に対し、心から感謝申しあげる次第でございます。

ご承知のとおり、昭和四十七年度から、農耕地の宅地並み課税が実施されることであり、これら宅地並み課税に対し、市内農業者は少ない耕地をもとに諸産物の生産に心掛けているものであります。

しかるに、農耕地の宅地並み課税が実施された場合、農耕者は住宅地として転用せざるを得ないこととなり、東京都において、現在、実施計画がなされております地震等、災害時の避難場所の確保や公害防止等、緑化推進事業の逆効果ともなるものであります。

これら諸問題について、市理事者ともどもご検討をいただき農耕地の宅地並み課税について、向う五ヶ年間のご猶予方要望するものでございます。

一、市内農耕地（農地法転用届出済農地を除く）に対する宅地並み課税について、農耕を目的とし、生産緑地帯として保存する農耕地に対して向う五ヶ年間は畑地課税とすること。

一、市内の開発計画に基づく区画整理についても農業者の意向を取り入れ、現在の加美平区画整理事業区域内のごとく、砂利土により耕作不能にならぬよう十分考慮せられること。

以上、本要旨をご理解いただき、市理事者並びに市議会の特別なるご配慮を賜り善処くだされますよう農耕者一同連署をもつて要請するものでございます。

昭和四十六年十二月二日

陳情者代表 福生市熊川七四二番地

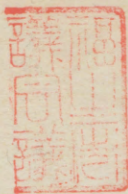
福生市農業委員会

会長 森 田 幸 蔵 印

外 三一二名

福生市議会議長

末 次 性 男 殿



写

福総発第二、四一二号

昭和四十六年十二月十日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

末次 性男 殿

議案の訂正について

昭和四十六年第四回福生市議会定例会に提案する議案について、つぎのとおり訂正したの
でよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

議案番号	訂正箇所	誤	正
七九	提案文書及び条例文書	福生市公園条例	福生市都市公園条例
八一	四九頁 旅費の欄の備考中	485,420	285,420
〃	六一頁 福生市自治会館管理費の欄 の不用額	32,741	32,471